

編集後記

—自分探しの旅—

サッカー・ワールドカップが終了し、中田英寿氏が引退を声明した。自身のブログで、彼は、「新たな自分探しの旅に出たい。」とコメントを残している。

「自分」とは何か。

こんなエピソードがある。何年か前、特許庁長官が登庁したとき、普段は地下駐車場へ車を乗り入れるのだが、その時は道路が混んでいたこともあって、途中で降りて特許庁の玄関から入ろうとした。すると若い守衛さんが長官を制止して、「身分証明書を提示してください。」と言ったのである。このとき長官はにっこり笑って身分証明書を出し、通り過ぎていった。その直後、先輩の守衛さんがこの呼び止めた守衛さんのところに走り寄って「今のは長官だ。気がつかなかったのか。」としっかりつけ、その若い守衛さんは、血の気が引いた、というのである。

「自分」とは何か。こう問われたとき、どう答えるか。名前を名乗る、国籍や性別、年齢、住所を言う。また、職業や役職を説明するかもしれない。他人との識別という意味での「自分」であれば、身分証明書があればいい。セキュリティを重視すれば、指紋認証や網膜認証など、確認の方法はいくらでもある。しかし中田氏のいう「自分」とは、そのようなことではあるまい。

フランシスコ・ザビエルは、1506年スペインの貴族の家に生まれ、19歳でパリ大学に入って医学・宗教学等を学び、将来は故国に帰って学者また教育者としての道が囑望されていた。しかし、ルームメイトであったイグナチオ・ロヨラから、「たとえ全世界を手に入れても本当の自分を失ったら何になるか。」と刺激を受け、自分に与えられた使命を悟り、キリスト教をアジアに広めるべくインドに渡り、そこからマレー半島、インドネシアと伝道し、1549年ついに鹿児島に上陸して、日本にキリスト教を伝えたのである。

ザビエルの人生を変えたロヨラの言葉にある「本当の自分」、これが中田氏のいう「自分」に近いのではないか、と思う。サッカーにすべてを献げ、富、名声その他多くのものを手に入れた中田氏が、サッカーを捨てても手に入れたいもの、探し出したいもの、「本当の自分」とは何か。私たち一人一人、静まって考える必要があるのではないか。

和歌山で梅干し製造販売をしている老舗の社長

が、ゼロエミッションを目指して研究を重ねた結果、梅干しを漬けた後の水（「梅水」と呼ばれている）に良質のクエン酸が大量に含まれていることを発見した。一方、北海道でとれたホタテの殻から、吸収率の高いカルシウムが採取できることが分かった。そこでこれを組み合わせて、生物資源由来の安全で安価なクエン酸カルシウムのサプリメントを開発し、商品化したという話を聞いた。今までなら捨てていた、あるいは処分に困っていた、梅水とホタテの殻からクエン酸カルシウムのサプリメントという新たな商品、新たな価値を生み出した。これこそ、「知的財産」である。一見無価値なものも、その本質を見つめるとき、そこに素晴らしい「知的財産」が発見されるのであろう。

我々人間も、同じではないのか。今の日本人の多くが自分に自信を失っている。しかし、静まって自分の本質、すなわち、「本当の自分」を探し求めていくとき、そこに素晴らしい、新たな価値、新たな可能性を持った「自分」という「知的財産」を見出すことができるのではないか。

「知的財産」に携わるものとして、中田氏から新たなチャレンジを受けたような気がする。「本当の自分」とは何か。この世に生を受け、生かされているのは何のためであるか。自分にどのような使命があるのか、そしてその使命を全うするために何をすべきか。そのために必要な、自分の中に眠っている新たな価値、新たな可能性とは何か。

今、私たち一人一人に対して投げかけられたこの問いに対して、どう応答していくか。それは一人一人の判断に委ねられている。(T.O)



インターネットの登場は、我々の生活を一変させた。インターネットのおかげで確かに便利になったが、情報の波が押し寄せる中、信頼に足る価値ある情報を見極める力が必要となる。一方、情報の発信側からすると、どうやって自分の提供する情報を選んでもらうかが問題となる。

知財立国という旗印の下、雨後の竹の子のように次々と知財関連の雑誌、ウェブサイト、ブログ等がスタートしている。こうした中で、他誌等とどのように差別化を図るかは大きな課題である。

本誌は年二回発行である。したがって、タイムリ

一な記事提供という面では他誌等に遅れをとる。掲載内容を検討する際に、大いに参考になるのが読者の方から寄せられる声である。本号は、寄せられた要望のいくつかに応える論考で構成されている。

まず、企業における情報管理に関する記事を取り上げてほしいとの要望を受け、長らく企業で知的財産の管理に取り組み、現在はその知識を活かして教鞭をとっておられる石田氏に、営業秘密をめぐる法的・実務的課題をまとめていただいた。

本号の判例評釈では、本年4月施行の法改正に伴い一躍注目を集めている地域団体商標に関連し、同改正にも携わった江幡氏に「三浦葉山牛」事件を素材に考察を行っていただいた。出願人が行うべき立証について検討したものであり、商標管理の必要性を説く内容となっている。

さらに、情報欄では、安全保障上機微な情報の管理に関し、それらの海外への技術移転をめぐる現状と現行の法規制等について取り上げた。前号の情報欄で紹介した大学における安全保障貿易管理に続くもので、知財管理に携わる者が理解しておくべき技術移転に伴う重要な留意点をまとめたものである。

また、模倣品・海賊版問題に対する政府の取組を紹介してほしいとの声に応じて、内閣官房知的財産戦略推進事務局の嶋野氏に我が国の取組を総括していただいた。政府は同問題に多様なアプローチにより積極的に取り組んでいるが、その活動が多岐にわたるため、全体像を把握するのは容易ではない。嶋野氏の論文は、国内外における我が国の取組を概説した上で、それらの連携の必要性を強調している。

最後に、医薬品アクセス問題に関する記事を取り上げてほしいとの要望を受け、世界保健機関により設置された委員会がとりまとめた公衆衛生に関する

報告書を紹介した。同報告書は、知的財産権が公衆衛生に与える影響について例証し、国際社会が直面する課題解決のための勧告を行っている。

すべての要望に応えることは困難であるが、本誌に寄せられるご意見は、より良い紙面作りのために、役立てていきたいと考えている。

一方、本誌の年二回という発行回数の問題点として、連載論文の続編の掲載に時間がかかるという点がある。できるだけ一回読み切りの形で原稿を掲載したいと考えているが、意欲的な論文が多く、二回に渡って掲載する論文が続いた。

本号に掲載した島並氏の論文は、第39号に掲載した(上)の結論部にあたる。特許法第35条第3項所定の職務発明に係る相当の対価請求権の法的性質に関し、その解釈の相違により導かれる帰結を対比・整理したものである。

また、岡田氏の論文は前号に掲載した(上)に続く後半部である。数値限定発明を素材として新規性・進歩性、記載要件について検討を加えたものであるが、本号では進歩性と効果との関係を統一的に理解するための考え方について、丁寧に説示している。

本号は統一的なテーマ設定を行わなかったが、いずれの論考も知財をめぐる様々な疑問・意見に応える力作である。

本誌へのご感想、掲載記事やバックナンバー等に関するお問い合わせは、独立行政法人工業所有権情報・研修館 特許研究室 (FAX: 03-3595-2792, E-mail: PA9305@ncipi.jpo.go.jp) まで。また、本誌(第39号以降)の全文は、工業所有権情報・研修館のホームページ (<http://www.ncipi.go.jp/jinzai/study/index.html>) にて公開している。(M.T)

特許研究 PATENT STUDIES No. 42 (September 2006) ©

平成 18 年 9 月 30 日発行

編集・発行 独立行政法人工業所有権情報・研修館 特許研究室



NCIPI

印刷所

〒100-0013 東京都千代田区霞が関 3 丁目 4 番 3 号

電話 : 03-3581-5092 FAX : 03-3595-2792

HP (<http://www.ncipi.go.jp/index.html>)

名取印刷工業有限公司

※落丁・乱丁本はお取り替え致します。